

○柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員定数条例

昭和55年3月24日
組合条例第12号

改正 平成6年9月29日組合条例第46号 平成17年3月18日組合条例第66号
平成22年3月26日組合条例第93号

(職員の定義)

第1条 この条例で「職員」とは、管理者の事務部局に常時勤務する一般職の職員(臨時又は非常勤の職員を除く。)をいう。

(職員の定数)

第2条 職員の定数は35人とする。

(職員の定数の配分)

第3条 前条に掲げる職員定数の配分は、管理者が定める。

附 則

この条例は、昭和55年4月1日から施行し、昭和55年3月1日から適用する。

附 則(平成6年9月29日組合条例第46号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月18日組合条例第66号)

この条例は、平成17年3月22日から施行する。

附 則(平成22年3月26日組合条例第93号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。